

給付奨学金継続願(編入学の2／認定専攻科進学)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり編入学(又は認定専攻科に進学)しましたので、引続き給付奨学金の継続をお願いします。なお、給付奨学金の継続を願い出るにあたり、私は、給付奨学金確認書提出時に同意した内容についても、引続き承諾したうえで提出します。

●奨学生記入欄(漏れなくすべて記入又は選択してください。また、年月日の年は西暦で記入してください。) ※裏面も記入してください。

◆基本情報

本人カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。												生年月日 西暦年 月 日			誓約日 西暦年 月 日								
												2 0 2 3											
本人漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。												転出校で支給を受けていた給付奨学生番号						性別(任意)		国籍			
												5 2 0						該当の数字に○ 男・女 日本・日本以外		1・3 1・0			
本人現住所												本人連絡先						在留資格					
〒												電話番号						国籍「0.日本以外」の場合は、 該当の数字に○					
												携帯番号						永住者・特別永住者 1					
在留期限												永住の意思						日本人の配偶者等 2					
在留資格「2.日本人の配偶者等」「3.永住者の配偶者等」「4.定住者」の場合は、在留期間(満了日)の年月日を記入。												在留資格「4.定住者」の場合は、該当の数字に○						永住者の配偶者等 3					
												1 0						定住者 4					

◆学校情報(転入校) ※太枠内は、転入校担当者が記入してください。

学校番号				学校名												学種		(編)入学年月		(編)入学年次(学年)	
																該当の数字に○ ※通信課程の場合は、09に○		西暦年 月		年	
区分		学部・学科コード		学部・学科名等												短期大学 01		卒業予定年月		修業年限	
																大学学部 04		西暦年 月		0	
給付始期		給付終期		学籍番号(左づめ記入)												専修学校 08					
西暦年 月		西暦年 月														通信課程 09					
				屋・夜・通信												キャンパス住所 ※郵便番号は、郵便局HPから検索して記入してください。					
				該当の数字に○												〒					
				昼(昼夜課程含む) 夜 通信																	
				1 2 3																	
認定専攻科 (該当の場合は○)																					

◆学校情報(転出校) ※転入校と同系列校の場合でも、必ず記入してください。

※入学年月について、高専の場合は、4年次に進級した年月を記入してください。

学校名				学部・学科名等				入学年月				卒業・修了年月			
								西暦年 月				西暦年 月			
卒業・修了年次(学年)				年				通信課程				該当の場合は○			

◆国費による支援

あなたは、現在、以下の支援を受けていますか(ハローワークや役所からあなた自身が受けている給付金があれば、該当するものがないか必ず確認してください)。 ・教育訓練支援給付金 ・訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当 ・職業訓練受講給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・職業転換給付金 ※右の「支援を受けている」に○をつけた場合、給付奨学金の支給額は0円となります。 ※国費による支援の終了にあたっては、別途「国の給付金受給状況変更届(給付様式2-2)」を学校へ提出する必要があります。また、編入学をした次月以降に国費による支援を受ける場合も当該届出が必要です。												支援を受けている(該当の場合は数字に○)				1	
上の「支援を受けている」に○をつけた場合は、あなたが受けている国費による支援の開始年月と終了年月を記入してください。																	
国費支援開始年月												国費支援終了年月					
西暦年 月												西暦年 月					

◆支給停止希望

次に例示する理由等により、編入学月振込分からの支給の停止を希望しますか。

- ・海外留学支援制度の利用に伴い、支給を停止する必要がある。
- ・他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があるため、支給を停止する必要がある。

支給停止を希望する(該当の場合は○)			
上の「支給停止を希望する」にチェックをつけた場合は、給付奨学金の支給停止を希望する理由を選択してください。また、「その他」の場合は()に理由を記入してください。			
該当の数字に○	(編)入学年月日時時点で休学中	1	
	他団体の奨学金の利用に伴い、機構の給付奨学金との併給が不可	2	
	その他 ()	3	

◆資産額

あなたと生計維持者(原則父母)の資産の額をそれぞれ記入してください(1万円未満切り捨て)。資産額が0円の場合や生計維持者が存在しない場合は、空欄とせず「0」と記入してください。

あなた	万円	生計維持者①	万円	生計維持者②	万円	合計	万円
※資産の合計額が2,000万円(生計維持者が一人の場合は1,250万円)を超える場合は、10月から翌年9月まで給付奨学金の支給が停止されます。なお、編入学月から9月までは転出校で決定済みの支援区分が引き継がれます(3か月ごとに支援区分を見直す家計急変採用を除く)。 【秋に編入学等をし、本様式を提出する場合の留意点】 ①転出校で2023年度に採用された者(523で始まる給付奨学生番号の者)が、秋に編入学等をし、本様式を提出する場合は、◆「資産額」欄の記入は不要です。 ②転出校で2022年度以前に採用され、2023年4月の在籍報告を行った場合は、◆「資産額」欄の記入は不要です。 ③転出校で2022年度以前に採用され、2023年4月の在籍報告を行わ(え)なかった者の資産の合計額が2,000万円(生計維持者が一人の場合は1,250万円)を超える場合は、10月から翌年9月まで給付奨学金の支給が停止されます。							
定期採用→採用係/家計急変採用→家計急変係 (23.04) 郵送必須 スカラAC入力不可							

【給付様式7-2 裏】

新給付 編入学の2／認定専攻科進学

- 奨学生記入欄
◆自宅・自宅外通学

あなたの通学形態を選択してください。	該当の項目に☑	☐ 自宅通学(又はそれに準ずる) ☐ 自宅外通学 ☐ 通信課程のため、通学形態によって支給額が設定されない
※「自宅外通学」が適用される要件(目安)は、次のとおりです。 ①実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上 ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上 ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上 ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下 ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合	上記設問で「自宅外通学」を選択した場合、通学形態変更届(兼自宅外証明書送付状) (給付様式35)に自宅外通学を証明する書類を添付して、学校へ提出する必要があります。 また、「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。 自宅外月額での振込みは、自宅外通学証明書類を提出し、不備なく審査終了した後になります。また、自宅外月額と審査終了前に振込済みの自宅月額の差額も振り込まれます。	

- ◆振込口座 ※ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号のみ記入してください。また、記号・番号を記入する際は、末尾を右づめで記入してください。

金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	金融機関コード					預金種目	普通(総合)
店名	支店・出張所	店番号					口座番号	
ゆうちょ銀行(記号 - 番号)	1	0 -					1	※本人名義の普通預金口座(ゆうちょ銀行は通常貯金口座)のみ。

- ◆生計維持者情報 ※該当する項目すべてに記入又は選択してください。

・「転出校における最後の在籍報告」時点と比較し、変更の有無を記入してください。なお、在籍報告を行っていない場合は「転出校で支給を受けていた給付奨学金の申込」時点と比較してください。

人物の変更・人物の情報の変更	該当の数字に○	なし	あり	「1.あり」に○の場合は、該当の項目に☑	☐ 再婚等による人物の追加・変更 ☐ 離婚等による人物の削除
		0	1		☐ 姓の変更 ☐ 生年月日の訂正 ☐ 住所の変更 ☐ 生活保護受給状況の変更

・上記「人物の変更・人物の情報の変更」で「1.あり」の場合は、以下も記入してください。
※人物の追加・変更がある場合は、継続承認後、対象となる人物について、課税証明書やマイナンバーの提出が必要となります。

変更がある場合は、変更がないほうの生計維持者も含め、すべての生計維持者とその情報を記入又は選択してください。下記に記載のない生計維持者は削除されます。また、今回削除する生計維持者がいる場合は、右からその理由を1つ選択しチェックしてください。	☐ 死別 ☐ 離婚等(DVIによる別居中等を含む)により別生計 ☐ 生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通不可 ☐ 申込者本人は結婚しており、現在は父母等ではなく配偶者に扶養されている、又は配偶者を扶養している
--	---

人物の変更・人物の情報の変更「1.あり」の場合のみ記入	生計維持者①の情報を記入してください。※情報の変更のみで人物は変わらない場合も、すべての項目を漏れなく記入してください。									
	カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。									
	生年月日 続柄									
	西暦年 月 日 該当のアルファベットに○									
	父 A									
	母 B									
	祖父 G									
	祖母 H									
	本人 Y									
	その他 () Z									
漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。										
2023年1月1日現在の生活保護受給状況										
該当する選択肢に☑										
☐ 受給していない ☐ 受給している										
現住所 〒 -										
生計維持者②の情報を記入してください。※情報の変更のみで人物は変わらない場合も、すべての項目を漏れなく記入してください。										
カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。										
生年月日 続柄										
西暦年 月 日 該当のアルファベットに○										
父 A										
母 B										
漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。										
2023年1月1日現在の生活保護受給状況										
該当する選択肢に☑										
☐ 受給していない ☐ 受給している										
現住所 〒 -										

- ◆重要事項確認(必須)

給付奨学金の継続申請にあたって、以下の事項をすべて確認し、確認後、「はい」にチェックをつけてください。

確認事項	はい(理解している)
①学業成績や経済状況が基準を満たさない場合、給付奨学金の支給を受けられなくなることがあります。	はい ☐
②給付奨学金支給中は様々な届出や報告が必要です。必要な手続きを行わない場合、給付奨学金の支給が止まります。	はい ☐
③やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、給付奨学金でも返還が必要になることがあります。	はい ☐
④給付奨学金の支給額は、家計急変採用を除き、毎年10月に、あなた及び生計維持者(父母等)の経済状況に応じて見直されます。	はい ☐
⑤虚偽の申告で給付奨学金を得た場合は、受け取った金額の100分の140を返金しなければならないことがあります。	はい ☐

- 学校記入欄(漏れなくすべて記入又は選択してください。)

上記のとおり、編入学により本学に転入(又は認定専攻科に進学)したことを証明し、願い出は適当と認めます。

(転入校の証明) 202 年 月 日

学 校 名

学 校 長

【注1】表面「◆学校情報(転入校)」の該当箇所に「学校番号、学校校区分、学部・学科コード、給付始期及び給付終期」を必ず記入してください。 【注2】「自宅外通学」を選択する場合、「通学形態変更届(兼自宅外証明書送付状) (給付様式35)」は以下の①②のとおり取り扱ってください。 ①「奨学生番号」、「採用候補者決定通知登録番号」、「進学届入力日」欄はいずれも記入不要です。 ② 定期採用の場合は採用課採用係に、家計急変採用の場合は特別採用課家計急変係に、本願と併せて郵送してください。
該当する採用種別に☑
☐ 定期採用…採用係受付 ☐ 家計急変採用…家計急変係受付
電話番号(担当者名) - - ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金継続願(編入学の2／認定専攻科進学)について

1. 継続支給の対象者と、継続支給が認められる条件(※1)(※2)(※3)

対象者	継続支給が認められる条件	支給期間
<編入学の2> 短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程で本機構の給付奨学生であった者 で、卒業又は修了し、大学に編入学した者	① 学校教育法に定める編入学制度に基づいて編入学したこと(※4) ② 卒業・修了後 1年以内 であること	編入学後の正規の修業年限まで(※5)
<編入学の2> 専修学校以外の大学等で本機構の給付奨学生であった者で、卒業せずに、2年制以上の専門学校の2年次以上に入學した者	① 当該専門学校に入学前の学校を卒業・修了していないこと ② 当該専門学校に入学前の学校に在学しなくなつてから 1年以内 の入学(2年次以上への入学に限る。)であること	入学後の正規の修業年限まで(※5)
<認定専攻科進学> 大学・短期大学・高等専門学校4～5年生・専修学校の専門課程の本科で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了した者	① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科(認定専攻科)への進学であること ② 卒業後 1年以内 であること(※4)	進学した認定専攻科の正規の修業年限まで(※5)

(※1) 同一学種間の異動(例:A大学からB大学に編入学)であっても、**転出校と転入校のいずれかが通信教育課程である場合は、「編入学の1」ではなく「編入学の2」の様式を使用して願い出てください。**ただし、転出校と転入校がいずれも通信教育課程の場合は、「編入学の1」の様式を使用して願い出てください。

(※2) 継続を希望する給付奨学金の支援区分が給付終了時点で「対象外」の場合でも、継続の対象になります。

(※3) 災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、**転出校で成績不振による「廃止」に該当する場合は支援対象となりません。**

(※4) 大学の専攻科・別科へ編入学した場合は支援対象となりません。

(※5) 支給期間は、**転出校において給付奨学金を支給された期間と通算して、72か月を上限**とします。

(例1) 修業年限2年の専修学校専門課程を修了後、修業年限4年の大学の2年次に編入学した場合(2年次を重複)は、大学4年次まで支給を受けることができます。

(例2) 修業年限2年の短期大学を修了後、修業年限6年の大学の2年次に編入学した場合(2年次を重複)は、大学5年次修了まで支給を受けることができますが、大学6年次は支給を受けることができません。(72か月－短期大学での支給期間24か月＝大学での支給可能期間48か月)。

2. 転入校への提出書類

	提出書類	対象者
①	「給付奨学金継続願(編入学の2/認定専攻科進学)」(給付様式7-2)	申込者全員(※1)
②	「通学形態変更届(兼自宅外証明書送付状)」(給付様式35)	「自宅外通学」の者
③	自宅外通学の証明書類(※2)	
④	「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」(給付様式34)	外国籍かつ在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」又は「定住者」の者(※3)
⑤	次のうちいずれか1点 ・「在留カード」のコピー ・「特別永住者証明書」の表裏両面コピー ・「住民票の写し」(在留資格・在留期間が明記されているもの、コピー可)	

(※1) マイナンバーの提出は原則不要ですが、継続願提出時に生計維持者の追加・変更がある場合は、承認後、課税証明書やマイナンバーの提出が必要になります。

(※2) 自宅外通学を証明する書類としてどのようなものが必要であるかは、「通学形態変更届(兼自宅外証明書送付状)」(給付様式35)裏面の要件確認チャートで確認してください。

(※3) 継続願に記入の誓約日時点で在留期間(満了日)が経過している場合でも継続願の提出はできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、継続願の承認は保留(一定期間経過後は不承認)となります。

※裏面もご確認ください※ →

〇振込口座について

継続が承認されたときにどの口座を届け出たかがすぐわかるようにするため、振込口座の通帳のコピーを貼り付けて、保管しておくことをおすすめします。学校から指示があった場合は、この用紙の上に振込口座として登録する口座の通帳のコピーを貼り付け、「給付奨学金継続願(編入学の2／認定専攻科進学)」に記入する際は、このコピーを確認しながら誤りのないよう記入してください。

★振込口座についての確認事項及び注意点

- ①あなた本人の預・貯金口座ですか(あなた以外の口座は使用できません)。
 - ②銀行等の普通預金口座又はゆうちょ銀行の通常貯金口座ですか。
 - ③「給付奨学金継続願(編入学の2／認定専攻科進学)」を願い出る人(あなた)と通帳などの口座名義人(カナ)が同じですか。
 - ④ゆうちょ銀行以外の場合は、金融機関名、店名及び口座番号を、ゆうちょ銀行の場合は、記号と番号を、正しく記入していますか。(※1)
 - ⑤この通帳は、1年以内に記帳できましたか(休眠口座になっていませんか)。
 - ⑥振込口座として使用できない信託銀行、農協、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、ネットバンク、コンビニ銀行、NISA口座等ではありませんか。(※2)
- (※1) 3か月以内に新設された支店は選択できない場合があります。
- (※2) 一部の信用組合は使用できません。

「貼
り
付
け
」
通
帳
の
見
開
き
コ
ピ
ー

「記号」と「番号」を使用します

「店名」、「店番」、「口座番号」は使用しません

「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します。誤りのないよう記入してください。

※類似した名称にはご注意ください。

例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と「〇〇駅前支店」など

- ・本人名義の通常貯金口座を使用します。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、「記号」及び「番号」を記入します。
- ・「記号」と「番号」の間に数字がある場合、その数字は記入しないでください。
- 例：1〇〇〇〇0-1-〇〇〇〇〇〇〇1
(5桁) ↑ (最大8桁)
記入しない
- ・「店名」や「口座番号」は使用しませんので、十分注意してください。

「貼
り
付
け
」
通
帳
の
見
開
き
コ
ピ
ー

「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します。誤りのないよう記入してください。

※類似した名称にはご注意ください。

例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と「〇〇駅前支店」など

- ・本人名義の普通預金口座を使用します。
- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します。誤りのないよう記入してください。
- ※類似した名称にはご注意ください。
- 例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と「〇〇駅前支店」など

「記号」と「番号」を使用します

「店名」、「店番」、「口座番号」は使用しません

「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します。誤りのないよう記入してください。

※類似した名称にはご注意ください。

例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と「〇〇駅前支店」など

※表面もご確認ください※

※生計維持者の変更がある場合は、生計維持者の考え方について学校に確認したうえで記入してください。